



正五位男爵三井高陽外八名外國勲章

記章受領及佩用ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十四年七月三日

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎



内閣

賞勳局 第六三三號

昭和十四年七月三日 施行
昭和十四年七月三日

昭和十四年六月三十日 内閣書記官長

内閣書記官長

内閣總理大臣 謹

賞勳局總裁



白國「グラシエ、オフェシエ、クロシエ」勳章正五位男爵 三井高陽

同國「コンマンドール、レオポール」二世勳章正五位伯爵 寺島宗從

佛國「シユヴァリエ、ド、ロンドル、ナシヨナル」勳章 大使館理事官 友田二郎

シカゴ國「スコンド、クラスド、メリット、オン、グロアリス」勳章 陸軍砲兵佐 芳仲和太郎

滿洲國勳六位 景雲章 副領事 福田榮一

「ホーランド國」オフェシエ、オドロセア、ホルスキ」勳章 陸軍歩兵佐 廣瀬四郎

法王廳 星章附「コンマンドール、サニシス、トル」勳章 木子七郎

賞勳局

「レバノン國」第一級「メリット、リバネ」記章正四位勳三等 梶井 剛

同國 第二級「メリット、リバネ」記章 遞信省務局長 荒川大太郎

「シリア國」第一級「メリット、シリアン」記章 正四位勳三等 梶井 剛

同國 第二級「メリット、シリアン」記章 遞信省務局長 荒川大太郎

右正五位男爵 三井高陽 外八名ヨリ 頭書ノ 外

國勳章記章受領及佩用ノ儀 別紙ノ 通願

出候條 御允許相成可然哉 此段允裁ヲ仰ク

追テ 右ノ 内友田二郎 外三名ニ 對スル 分ハ 勳記無之

候得共 外務大臣 或ハ 陸軍大臣ノ 證明書 相添願

出候條 特ニ 御允許相成候様 致度 此段 副申ス

外國勲章受領及佩用願

三井高陽儀

今般白耳義國皇帝陛下ヨリ「コグラン・オプシ
エー・クロンヌ」勲章贈與相成候ニ付受領
及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供閱物
件目錄相添此故奉願候也

昭和十四年五月二十六日

東京市小石川區雜司ヶ谷町百貳拾四番地
三井礦山株式會社監査役

正五位男爵三井高陽

賞勳局總裁下條康磨殿



供閱物件目録

- 一 勲章 (グラン・オブリエー・クローンヌ) 壹個
 - 一 勲記 (同) 上 壹通
 - 一 勲記譯文 壹通
 - 一 受勲事由書 壹通
- 右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十四年五月二十六日

三井高陽

勲記譯文

白耳義國王^レオポール三世ハ東京ノ美術苑
集家男爵三井高陽ノ好意ニ對シ外務大
臣及外國貿易大臣ノ提言ヲ承認シ尤記
件ヲ裁可シ命令ス

男爵三井高陽ニ^レコグラン・オフキシエー
^{トス}クローンス^レ受領ノ資格ヲ授ケ本日ヲ以
テ右階級ニ列シ、外務大臣及外國貿易大臣
ニ命ジ勲章局ヲシテ右實施ヲ行ハシム、

一九百三十九年四月一日 ^レブラッセルニ於テ
^レオポール 御署

受勳奉由書

白耳義國「ブラッセル」王立美術館ニ日本美術品ヲ寄贈セルニ由ル

三井高陽



外國勲章受領及佩用願

寺島宗從儀

今般白耳義國皇帝陛下ヨリ「コンマンドール・レオ
ポール」二世勲章贈與相成候ニ付受領及佩用
ノ儀御允許被成下度別紙供閱物件目録相
添此段奉願候也

昭和十四年 五月 廿九日

麴町區平河町二丁目六番地

日葡協會副會長・日米協會常設委員

正五位伯爵 寺島宗從



賞勲局總裁下條康磨殿

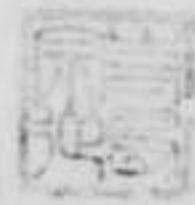


供閱物件目録

- 一 勲章 (コンマンドール・レオポール二世) 壹個
 - 一 勲記 (同上) 壹通
 - 一 勲記譯文 壹通
 - 一 受勲事由書 壹通
- 右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十四年五月廿九日

寺島宗從



勲記譯文

白耳義國王レオ。ホールト三世ハ東京ノ美術蒐
集家伯爵寺島宗從ノ好意ニ對シ外務大臣
及外國貿易大臣ノ提言ヲ承認シ左記ノ件ヲ
裁可シ命令ス

伯爵寺島宗從「コンランドール・レオ。ホールト」二世受領
ノ資格ヲ授ケ本日ヲ以テ右階級ニ列シ外務大臣
及外國貿易大臣ニ命ジ勲章局ヲシテ右實施ヲ
行ハシム

千九百三十九年四月一日

「ブラッセル」ニ於テ

レオ。ホールト

御署

めくれず

受勲事由書

白耳義國「ブラッセル」王立美術館ニ日本
美術品ヲ寄贈セルニ由ル

寺島宗從



めくれず

外國勲章受領及佩用願

友田二郎儀



今般佛蘭西國政府ヨリシシヤリエドロールナショナルレジオンドノール勲章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成
下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和十四年六月三日

現住所 東京市澁谷区上通四丁目四十二番地

大使館理事官正六位勲四等友田二郎

賞勳局總裁 下條康磨殿

供閱物件目録



- 一 勲章 シグヴァリエール・ドール・ナショナル 志個
- 一 外務大臣証明書 志通
- 一 受勲事由書 志通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十四年六月三日

友田二郎



めくれず

裏面白紙

證明第一三一號

證明書

大使館理事官 正六位 勳四等 友田 二郎

右者佛國政府ヨリ「シュヴァリエー、ド、ロルドル、ナシヨナル
ド、ラ、レジョン、ドノール」勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明
ス

昭和十四年六月三日

外務大臣 有田 八



外務省

(日本標準規格B5)

受勳事由書

佛國前文部大臣コアンドレ、オノラレ氏日佛文化
親善増進ノ爲昭和八年末朝ノ際全氏ニ
與ヘタル各般ノ便宜ニ對スル表謝ノ主旨ヲ以テ
全氏ノ申請ニ基キ受勳セラレタルモノナリ

友田二郎

めくられず

外國勳章受領及佩用願

芳仲和太郎儀



今般「ハンガリー」國攝政殿下ヨリ「スゴンド・クラス・ド・メリット」勳章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供關物件目錄相添一此段奉願候也

昭和十四年 五月十八日

現住所北支那方面派遣中

陸軍砲兵大佐從五位勲三等

芳仲和太郎



賞勳局總裁 下條 康 啓 殿

めく
れ
ず

供
関
物
件
目
録

- 一 勳章 (スゴンド・クラス・ド・メリット・オングロアーズ) 壹 個
- 一 陸軍大臣證明書 壹 通
- 一 受・勳事由書 壹 通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十四年五月十八日

芳
仲
和
太
郎



めくれず

裏面白紙

陸軍

勲外第一〇五

外國勳章受領證明書

陸軍砲兵大佐 芳 仲 和 太 郎

今般「ハンガリー」國攝政殿下ヨリ左記勳章ヲ贈與セラレタルコト
ヲ證明ス

昭和十四年六月二日 陸軍大臣 板垣征四郎

左記



↑ スゴンド・クラス・ド・メリット・オングロアーズ勳章

受 勳 事 由 書

昭和九年三月ヨリ昭和十一年七月迄 在土帝國大使館
附武官トシテ在任中日「ハ」兩國軍部ノ親善ニ寄與シタル廉ニ依ル
モノト思料ス

芳 仲 和 太 郎



外國勳章受領及佩用願

福田 榮一



今般滿洲國皇帝陛下ヨリ勳六位景雲章

贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成
下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和十四年 五月二十三日

現住所 在北京帝國總領事館

副領事正七位 福田 榮一

賞勳局總裁 下條 康 磨 殿

供閱物件目録

一 外務大臣證明書

壹通

一 受勳事由書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十四年五月二十三日

福田 禁一



證明第一二八號

證明書

副領事正七位 福田榮一

右者滿洲國皇帝陛下ヨリ勳六位景雲章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和十四年五月二十三日

外務大臣 有田 八郎



外務省

(日本標準規格B5)

93

裏面白紙

受勳事由書

治外法權撤廢並滿鐵附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日滿間條約締結ニ
盡力アリタル康ニ依リ願書記載ノ勳章ヲ贈與セラレ

福田 禁一



外國勲章受領及佩用願

廣瀨四郎儀



今般ボーランド國政府ヨリ、オランダシエー、オドロビ
ニア、ポルスキー、勲章贈與相成候ニ付、受領及
佩用ノ儀御允許被成下度、別紙供閱物件
目錄相添此段奉願候也

昭和十四年六月三日

東京市中野區天神町二十二番地
陸軍歩兵中佐正六位勲四等廣瀨四郎



賞勲局總裁下條康磨殿

供閱物件目錄

- 一 勲章 (オノシキ、オドロセ、アホルスキ) 壹個
 - 一 陸軍大臣證明書 壹通
 - 一 受勲事由書 壹通
- 右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也
- 昭和十四年六月二日

廣瀬四郎 

めくれず

裏面白紙

勲外第ノ〇六號

外國勳章受領證明書

陸軍歩兵中佐 廣 瀬 四 郎

今般「ポーランド」國政府ヨリ左記勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證
明ス

昭和十四年六月二日

陸軍大臣 板垣征四郎

左 記

「オフキシエー・オドロゼニア・ポルスキー」勳章



陸 軍

受勲事由書

昭和十一年六月ヨリ昭和十三年五月ニ至ルソヴェ
ト聯邦駐在間帝國參謀本部派遣員
トシテ屢々波蘭國參謀本部ニ出張シ日ボ
兩國陸軍ノ親善ニ盡シタルニ因ルモノト思料ス

廣瀬四郎



外國勳章受領及佩用願

木子七郎



今緞羅馬法王臺下ヨリ星章附「コンマンドー
ル、サン、シルベストル」勳章贈與相成候ニ所受
領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供關物件
目錄相添此段奉願候也

昭和十四年六月十三日

現住所 大阪市東區十二軒所拾九番地
日本赤十字社病院建築事務囑託

木子七郎

賞勳局總裁 下條 康 磨 殿

めくれず



供開物件目録

一 勲章 (星章附コマンドール、サン、シルベストル) 壹組

一 勲記 (同) 壹通

一 勲記譯文 壹通

一 着用及佩用心算圖解書 壹冊

一 受勲事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ附差出候也

昭和十四年六月十三日

木子七郎

勲記譯文

法王 ヒオ十一世

盛名ノ卿ニ啓ス

日本駐劄法王廳使節ヨリ卿ガ東京加特力大
學(上智大學)ニ對シ顯著ナル貢獻ヲ致サレタ
ル趣ノ具申ニ接シタリ 余ハ卿ノ功勞ニ報
エル爲ノ本書ニ依リ卿ヲ大聖^{サン}シルベス
トル^ルノコンマンドル^ル、勲士トナシ以テ同勲
士ノ光榮アル列ニ加ハルコトヲ准ス

故ニ同勲士ノ位階ニ屬スル特殊ノ制服ヲ着
用シ八角型ニシテ中央ニ^{サン}シルベストル
ノ聖像ヲ出セル金十字章ヲ佩ハシム此金十
字章ハ緋黒色ノ條ヲ有スル絹綬ヲ以テ頸ニ
懸ルモノトス 更ニ余ハ卿ニ大型銀星副章
佩用ノ特典ヲ與フ右ハ左胸ニ佩用スルモノ
ナリ
制服ノ着用法金十字章及銀星副章ノ佩用法
ハ誤ナキ様茲ニ圖解ヲ交附セシム

一千九百三十九年即チ余ノ即位第十
七年一月二十三日羅馬聖^ペト^ロ宮ニ

於テ之ヲ作製シ法王璽ヲ鈴ス

國務聖省長官

パチエリ

副署

爰子 水子七郎 殿

めくられず

受勲事由書

勲記々載ノ如ク上智大學ノ事業トシテ六甲
中學ノ創設ニ附功勞顯著ナリト認メラレタ
ルニヨリ贈與セララル

木子七郎

めくれず

外國記章受領及佩用願

梶井 剛 係

今般^レバノ^ン國政府ヨリ第一級「メリット、リパネ」記章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被下度別紙供閱物件
目錄相添此段奉願上候

昭和十四年五月二十六日

現住所 東京市大森區山王一丁目三八一

日本電氣株式會社取締役

正四位勳三等

梶井 剛



賞勳局總裁 下條 康麿 殿

104





供 関 物 件 目 録

一 記 章 (第一級ナリト、リバネ)

二 章 記 (同 上)

三 章 記 譯 文

四 受 章 事 由 書

壹 壹 壹 壹
通 通 通 個

右 受 領 及 佩 用 允 許 相 願 候 ニ 付 差 出 候 也

昭 和 十 四 年 五 月 二 十 六 日

梶 井



めくられず

章 記 譯 文

大統領令 第二千五百九十八號

レバノン共和国大統領ハ

千九百三十四年一月二日附及同年十二月三十一日附最高參事院令第

一號及第三百號ニヨリ

千九百二十二年一月十六日附地方令第千八十號ニヨリ

千九百二十七年十二月十三日附大統領令第二千五百十號ニヨリ

國務大臣ノ具申ニ基キ

左ノ件ヲ命ス

第一條 第一級「**マリトリバネ**」記章ヲ日本遞信省工務局長梶井剛氏ニ授ク

第二條 本令ハ之ヲ公布シ且關係各所ニ通知スヘシ

於「**ベイルート**」 千九百三十五年十二月二十三日

ハビブ、エル、ザアド 署 名

國務大臣 アブタルラ、ベイブム 副 書

受章事由書

「本邦「ペイルート」間無線電信開通ノ際盡力シタル廉ニ
由ル

梶井



めくれず

めくられず

外國記章受領及佩用願

荒川大太郎儀

今般「レバノン」國政府ヨリ第二級「メリット、リバネ」記章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被下度別紙供閱物件
目錄相添此致奉願上候

昭和十四年五月二十六日

現住所 東京市豊島區池袋三丁目一六一〇

逓信省工務局長正五位勳四等 荒川 大太郎

賞勳局總裁 下條 康麿 殿

108



供 園 物 件 目 録

一 記	章	(第二編メリトリバネ)	壹	個
二 章	記	(同)	壹	通
三 章	記	譯文	壹	通
四 受章事由書			壹	通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十四年 五月二十六日

荒川大太郎

章記 譯文

大統領令第二千六百二號

レバノン共和国大統領ハ

千九百三十四年一月二日附及同年十二月三十一日附最高参事院令

第一號及第三百號ニヨリ

千九百二十二年一月十六日附地方令第千八十號ニヨリ

千九百二十七年十二月十三日附大統領令第二千五百十號ニヨリ

國務大臣ノ具申ニ基キ

左ノ件ヲ命ス

第一條 第二級「マリット、リバネ」記章ヲ

日本逓信省工務局課長荒川大太郎氏ニ授ク

第二條 本令ハ之ヲ公布シ且ツ關係各所ニ通知スヘシ

於「ベイルート」 千九百三十五年十二月二十三日

ハビブ エル サアド 署名

國務大臣 アブダルラ ベイブム副書

受章事由書

「本邦「ペイルト」間無線電信開通ノ際盡力シタル廉ニ
由ル

荒川大太郎



めくれず

///

めくれず

外國記章受領及佩用願

梶井 剛儀

今般「^レシリア[」]國政府ヨリ第一級「^レメリット[」]、シリアン「[」]記章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被下度別紙供閱物件
目錄相添此段奉願上候

昭和十四年 五月二十六日

現住所 東京市大森區山王一丁目三八一

日本電氣株式會社取締役

正四位勳三等

梶井



賞勳局總裁 下條 康磨 殿

112





供 関 物 件 目 録

一 記	章	第一級メリットシリアン	壹	個
一 章	記	(同上)	壹	通
一 章	記 譯 文		壹	通
一 受 章 事 由 書			壹	通

右 受 領 及 佩 用 允 許 相 願 候 ニ 付 差 出 候 也

昭 和 十 四 年 五 月 二 十 六 日

梶 井



めくられず

章 記 文

大統領令第四千三百二十七號

シリア共和國大統領ハ

千九百三十年五月十四日ニ發布セラレタル憲法ニヨリ

マルトシリアン記章ヲ制定シタル四月一日附命令第九十六號ニヨリ

内務大臣ノ具申ニ基キ

左ノ件ヲ命ス

第一條

第一級マルトシリアン記章ヲ

日本逓信省工務局長梶井剛氏ニ授ク

中 略

第四條 本令ハ之ヲ公布シ且關係各所ニ通知スヘシ

於「タマス」 千九百三十五年十月三日

エム アリ エル アベド 署名

受章事由書

「本邦「ペイルート」間無線電信開通ノ際盡力シタル廉ニ
由ル

梶井



めくれず

めく
れ
ず

外國記章受領及佩用願

荒川大太郎儀

今般^シリア^レ國政府ヨリ第二級「メリット、シリアン」記章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被下度別紙供閱物件
目錄相添此段奉願上候

昭和十四年 五月二十六日

現住所 東京市豊島區池袋三丁目一六一〇

逓信省工務局長正五位勳四等 荒川 大太郎 

賞勳局總裁 下 條 康 磨 殿

116



めくられず

供 閱 物 件 目 録

一、記	章 (第二級メリトシリアン)	壹	個
一、章	記 (同)	壹	通
一、章	記 譯 文	壹	通
一、受章事由書		壹	通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十四年 五月二十六日

荒川 大 太 郎



章記譯文

大統領令第四千三百二十七號

シリア共和國大統領ハ

千九百三十年五月十四日ニ發布セラレタル憲法ニヨリ

マルトシリアン記章ヲ制定シタル千九百二十六年四月一日附命令第百

九十六號ニヨリ

内務大臣ノ具申ニ基キ

左ノ件ヲ命ス

第一條 略

第二條 第三級「マルトシリアン」記章ヲ

日本遞信省工務局課長荒川大太郎氏ニ授ク

中 略

第四條 本令ハ之ヲ公布シ且關係各所ニ通知スヘシ

於「ダマス」 千九百三十五年十月三日

エム、アリ、エル、アベド署名

受勳專由書

「本邦「ペイルート」間無線電信開通ノ際盡力シタル廉ニ
由ル

荒川大太郎

